

鹿	家畜の種類	症	状	備考(対象とする家畜伝染病)
同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合)にあっては、同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合)にあっては、複数の家畜の口腔内等に水泡等があること。	牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びひのし	摂氏三十九・〇度以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下、「口腔内等」という。)(に水泡、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く。以下「水泡等」という。))があること。	口蹄疫	家畜伝染病)
同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合)にあっては、同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合)にあっては、複数の家畜の口腔内等に水泡等があること。	牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びひのし	摂氏三十九・〇度以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下、「口腔内等」という。)(に水泡、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く。以下「水泡等」という。))があること。	口蹄疫	家畜伝染病)

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備上の他の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等病原性鳥インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されることが明らかな場合は、この限りでない。	家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。	高病原性鳥インフルエンザ
<p>(注)</p> <p>一 この表において、「畜房」とは、畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいう。</p> <p>二 この表において、「哺乳畜」とは、離乳していない家畜をいう。</p> <p>三 この表において、「対象期間」とは、当日から遡って二十一日間(当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となった日が含まれる場合にあつては、これらの日を除く通算二十一日間)をいう。</p> <p>四 この表において、「動物用生物学的製剤」とは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項又は第十九条の第二項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。</p>	<p>二 家畜伝染病予防法第十三条の二第四項の農林水産大臣の指定する検体は、家畜の口腔内等における水泡等から採取した水泡液、上皮及び拭い液並びに当該家畜の血液とする。</p> <p>〇農林水産省告示第千八百六十六号</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則(平成十五年農林水産省令第百三十三号)第二条の規定に基づき、平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十号(独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十三年事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件)の一部を次のように改正する。</p> <p>平成二十三年九月二十八日 農林水産大臣 鹿野 道彦</p> <p>本則中、「千六百十二億四千四百九十九千円」を、「二千五百五十三億六千九百一十一万六千円」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p> <p>経済産業省 国土交通省告示第百五十八号</p> <p>環境省</p> <p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十三年八月二日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。</p> <p>平成二十三年九月二十八日</p> <p>経済産業大臣 枝野 幸男 国土交通大臣 前田 武志 環境大臣 細野 豪志</p>	<p>型式届出番号 特定特殊自動車の型式 届出事業者の氏名 届出事業者の住所</p> <p>NV-988 TCM DS35-3 6M70-TLE TCM株式会社 大阪府大阪市西区京町堀一丁目15番10号</p>	